

第 編 その他

# 20 ~ 25 その他

統計表を見る方のために

## 20～25 その他

### 統計表を見る方のために

#### 1 利用上の注意

##### 20 不服審査

この統計表は、平成 16 年度内における国税通則法及び行政不服審査法による不服申立ての事績を、異議申立てと審査請求に区分して掲げたものである。

不作為とは、行政庁が法令に基づく申請に対し、相当の期間内になんらかの処分その他公権力の行使に当たる行為をすべきであるにもかかわらず、これをしないことをいう。

みなす審査請求とは、国税局長又は税務署長等が異議申立てを審査請求として取り扱うことを適当と認め、かつ、異議申立人がそれに同意したとき、あるいは更正決定等について審査請求がされている場合に、その更正決定等に係る課税標準等についてされた他の更正決定等に対し異議申立てがされたときに審査請求がされたものとみなされたものをいう。

みなす取下げとは、異議決定を経ないで審査請求がされた場合に取下げられたものとみなされた異議申立て及び審査請求がされた日以前に異議申立てに係る処分を取り消す旨の異議決定書の謄本を発している場合に取下げられたものとみなされた審査請求をいう。

取下げとは、不服申立人が異議申立て又は審査請求を撤回したものをいう。

却下とは、不服申立ての要件を欠いているため審理の対象にならないと判定されたものをいう。

棄却とは、原処分を適法又は妥当と認め不服申立てが認められなかったものをいう。

取消し又は変更とは、原処分の全部又は一部を違法又は不当と認め、原処分の全部又は一部を取り消した判定をいう。

##### 21 訴訟事件

この統計表は、平成 16 年度内における賦課又は徴収関係（徴収及び滞納処分）に関連して、国、国税局長又は税務署長を当事者又は参加人とする訴訟の事績について、国側被告事件（賦課又は徴収関係）と国側原告事件（徴収関係）に区分して掲げたものである。

なお、原告又は被告の区分は、すべて当該事件の第一審における原告又は被告の区分によっている。

取下げとは、原告が訴えを撤回したものをいう。

却下とは、訴訟要件又は上訴の要件が具備されていないため不適法として排斥されたものをいう。

差戻しとは、上級審で原判決を取り消した場合に、審理をやり直させるため改めて控訴審又は第一審に移審されたものをいう。

和解とは、争っている当事者が互いに譲歩して争いをやめたものをいう。

##### 22 直接国税犯則事件

この統計表は、平成 16 年中における国税犯則取締法に基づく直接国税に係る犯則事件に対する処分の状況について掲げたものである。

23 間接国税犯則事件

この統計表は、平成 16 年度内における国税犯則取締法に基づく間接国税に係る犯則事件に関する事績を、検挙及び処理の状況、 通告処分及び履行の状況、 酒税の違反行為別検挙の状況、 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況に区分して掲げたものである。

通告処分とは、犯則者に対し罰科金に相当する金額、没収品等を納付すべき旨を通告したものをいう。

通知処分とは、犯則の心証を得なかったものについてその旨を通知したものをいう。

不問処分とは、犯則の心証を得たが軽微な犯則事件等で、通告処分又は告発を行わなかったものをいう。

収税官吏とは、犯則事件の調査のため、質問、検査、領置、臨検、搜索、差押等を行うことができる国税職員をいう。

24 税理士の状況

この統計表は、各年度末（3月31日現在）における税務署別の税理士の状況を掲げたものである。

25 相談及び苦情

この統計表は、平成 16 年度内における相談及び苦情の状況を掲げたものである。

2 統計表の収録一覧

| 統 計 表                         | 分 類 方 法 | 調 査 項 目 |     |     |     |     | 調 査 方 法 |
|-------------------------------|---------|---------|-----|-----|-----|-----|---------|
|                               |         | 件 数     | 人 員 | 金 額 | 税 額 | 数 量 |         |
| 20 不服審査                       |         |         |     |     |     |     | 全数調査    |
| (1) 異 議 申 立 て                 | 税 目 別   |         |     |     |     |     |         |
| (2) 審 査 請 求                   | "       |         |     |     |     |     |         |
| 21 訴訟事件                       |         |         |     |     |     |     | 全数調査    |
| (1) 国 側 被 告 事 件               | 税 目 別   |         |     |     |     |     |         |
| (2) 国 側 原 告 事 件               |         |         |     |     |     |     |         |
| 22 直接国税犯則事件                   |         |         |     |     |     |     | 全数調査    |
| (1) 起 訴 事 件 数                 | 税 目 別   |         |     |     |     |     |         |
| (2) 有罪事件に係る人員及び金額             | "       |         |     |     |     |     |         |
| (3) 有罪事件の犯則者違反行為別件数           | "       |         |     |     |     |     |         |
| 23 間接国税犯則事件                   |         |         |     |     |     |     | 全数調査    |
| (1) 検 挙 及 び 処 理 の 状 況         | 税 目 別   |         |     |     |     |     |         |
| (2) 通 告 処 分 及 び 履 行 の 状 況     | "       |         |     |     |     |     |         |
| (3) 酒 税 の 違 反 行 為 別 検 挙 の 状 況 |         |         |     |     |     |     |         |
| (4) 酒税以外の間接税の違反行為別検挙の状況       | 税 目 別   |         |     |     |     |     |         |
| 24 税理士の状況                     |         |         |     |     |     |     | 全数調査    |
| 税 務 署 別 登 録 税 理 士 の 状 況       | 税 務 署 別 |         |     |     |     |     |         |
| 25 相談及び苦情                     |         |         |     |     |     |     | 全数調査    |
| (1) 相 談 及 び 苦 情               | 税 目 別   |         |     |     |     |     |         |
| (2) タックスアンサー利用状況の累年比較         | "       |         |     |     |     |     |         |